

長野県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

転石1、転石2、転石3、下り沢、大沢1、大沢2、細川、前川、さす沢、花の木沢、横沢、楨寄沢、秋山沢、大笹川、向い沢、山岸沢、石安場沢、西股沢、三沢及び矢出原沢

2 指定の区域

南佐久郡川上村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県南佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

北和田沢、こべ沢、ひよどり沢、内山沢1、内山沢2、芦間川、桜沢、南海渡沢1、南海渡沢2及び南海渡沢3

2 指定の区域

北安曇郡松川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県大町建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

茂菅沢、堺沢、獅子沢、湯福川、大峯沢、浅川ーイ及び浅川ーウ

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

柏尾沢、笹沢、内野沢、蓮池沢、間久沢1、間久沢2、間久沢南、神戸西沢、神戸沢、神戸東沢、大日影入口、釜石、大清水1、大清水2、大木久保、山岸東沢2、山岸東沢1、山岸沢、山岸西沢、其綿沢1、其綿沢2、其綿沢3、タカフジ沢1、タカフジ沢2、吉沢、ニシクボ沢、境沢、深沢西沢、深沢北沢、水頭、宮沢川、飯駒北沢、田草川、田草川北、吉見沢、杏津沢、堂平沢、堂平北沢、堂平東沢、屋敷沢、北畑西沢、北畑沢、堂の平北沢、松倉沢、ヌカリ沢、西倉沢1、西倉沢2、金山沢、山の湯沢、神明沢、藤の木南沢、藤の木沢、藤の木西沢、大川東沢、日影沢、大川西沢、大川沢、硫黄西沢、硫黄沢、硫黄東沢、山口南沢、山口北沢、上新田南沢、上新田沢、中条川、滝沢川、中条北沢、中曽根西沢、中曽根沢、黒岩川1、黒岩川2、顔戸川、ミロクジ沢、ミロクジ川1、ミロクジ川2、北谷、北谷北、柳沢川、五束川、北条の沢、日光川、中沢川、蕨野沢、今井川、温井南沢、温井沢、運上川、今井南沢、今井北沢、土橋南沢1、土橋南沢2、土橋沢1、土橋沢2、土橋沢3、土橋北沢、下村沢、殿入沢、黒井川、下平沢1、下平沢2、下境沢、鳴沢北沢、和水南沢、和水沢、和水北沢、出川下沢、出川、羽広山西沢1、羽広山西沢2、羽広山北沢、北出川、桑名川、馬場沢1、馬場沢2、馬場沢3、野又川、寒川、一の沢、栃ノ木沢、ゾウゾウ平、あいの沢西、あいの沢、中谷沢、間方沢、片沢、水上北沢、水上沢1、水上沢2、水上沢3、堰口沢、池尻川、池尻北川1、池尻北川2、濁池南沢、濁池沢、濁池西沢、濁池北沢、滝の脇沢及び滝の入沢

2 指定の区域

飯山市及び中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯山建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

高社北沢

2 指定の区域

下高井郡木島平村及び中野市のうち別図に示す区域（別図は省

略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯山建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
 転石1、転石3、大沢1、細川、さす沢、花の木沢、横沢、横寄沢、秋山沢、大笹川、向い沢、山岸沢、石安場沢、西股沢、三沢及び矢出原沢
- 2 指定の区域
 南佐久郡川上村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県南佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
 別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
 北和田沢、こべ沢、ひよどり沢、内山沢1、内山沢2、桜沢、南海渡沢2及び南海渡沢3
- 2 指定の区域
 北安曇郡松川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県大町建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
 別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
 茂菅沢、堺沢、獅子沢、湯福川、大峯沢、浅川ーイ及び浅川ーウ
- 2 指定の区域
 長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
 別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
 柏尾沢、笹沢、内野沢、蓮池沢、間久沢1、間久沢2、間久沢南、神戸西沢、神戸沢、神戸東沢、大日影入口、釜石、大清水1、大清水2、大木久保、山岸東沢2、タカフジ沢2、境沢、深沢西沢、深沢北沢、宮沢川、飯駒北沢、田草川、田草川北、吉見沢、杏津沢、堂平沢、堂平北沢、堂平東沢、屋敷沢、北畑西沢、北畑沢、ヌカリ沢、西倉沢1、金山沢、山の湯沢、神明沢、藤の木沢、藤の木西沢、大川東沢、日影沢、大川西沢、大川沢、硫黄西沢、硫黄沢、硫黄東沢、山口南沢、山口北沢、上新田南沢、中条川、滝沢川、中曽根沢、黒岩川1、黒岩川2、顔戸川、ミロクジ沢、ミロクジ川1、ミロクジ川2、北谷、北谷北、柳沢川、五束川、北条の沢、日光川、中沢川、蕨野沢、今井川、温井南沢、温井沢、運上川、今井北沢、土橋南沢1、土橋南沢2、土橋沢2、土橋北沢、下村沢、殿入沢、黒井川、下平沢1、鳴沢北沢、和水南沢、和水北沢、出川下沢、出川、羽広山西沢1、羽広山西沢2、羽広山北沢、北出川、桑名川、馬場沢1、馬場沢2、馬場沢3、野又川、寒川、一の沢、栃ノ木沢、ゾウゾウ平、あいの沢西、中谷沢、間方沢、片沢、水上北沢、水上沢1、水上沢2、水上沢3、堰口沢、池尻川、池尻北川1、池尻北川2、濁池南沢、濁池沢、濁池西沢、濁池北沢及び滝の脇沢
- 2 指定の区域
 飯山市及び中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野

県建設部砂防課及び長野県飯山建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称

高社北沢

- 2 指定の区域

下高井郡木島平村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯山建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称

押出川端他2、樋沢他1、転石他1、大沢、横谷、内裏山、とどり、上屋敷、下さぶい1他1、向、赤坂、上ノ平、下北浦1他1、川又1他1、南古山他1、駒寄他2、新井、室屋坂東下、横川、向西1他4、本屋敷通1他1、下河原、上万中小屋及び坂下1他1

- 2 指定の区域

南佐久郡川上村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県南佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第196号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称

中屋1、中村3、中村4、中村5、中村6、中村7、中村8、中村1、中村2、横川1、横川2、横川3、横川4、横川5、今井36、今井37、今井1、今井2、今井3、今井4、今井5、今井6、今井7、今井8、今井9、今井10、今井11、今井12、今井13、今井14、今井15、今井16、今井17、今井33、今井34、間下54、間下4、間下5、間下6、間下7、間下8、間下9、間下10、今井18、今井19、今井20、今井21、今井22、今井23、今井24、今井25、今井26、今井27、今井28、今井29、今井30、今井31、間下11、間下12、間下13、間下14、間下15、間下19、間下17、間下18、間下16、間下20、間下21、間下47、間下22、間下23、間下1、間下2、間下3、間下24、間下48、間下25、間下26、間下27、間下28、今井32、間下29、間下49、間下50、間下51、樋沢1、樋沢2、樋沢3、樋沢4、樋沢5、樋沢6、樋沢7、樋沢8、間下52、間下30、間下31、間下32、間下33、間下34、間下35、間下36、間下37、間下38、間下39、間下53、間下40、間下41、間下42、間下43、間下44、間下45、間下46、岡谷2、岡谷3、岡谷4、岡谷5、岡谷6、岡谷7、岡谷8、岡谷9、岡谷10、岡谷11、岡谷12、岡谷13、岡谷14、岡谷15、岡谷16、岡谷17、岡谷18、岡谷19、岡谷20、岡谷21、岡谷22、岡谷23、岡谷24、岡谷25、岡谷26、岡谷27、岡谷28、岡谷29、岡谷30、岡谷31、岡谷32、三沢1、三沢2、三沢3、三沢4、三沢5、三沢6、三沢7、三沢8、三沢9、三沢10、三沢11、三沢12、三沢13、三沢14、三沢15、三沢16、三沢17、三沢18、三沢19、三沢20、三沢21、三沢22、三沢23、三沢24、三沢25、三沢26、三沢27、三沢28、三沢29、三沢30、三沢31、新倉29、新倉30、新倉1、新倉2、新倉3、新倉4、新倉5、新倉6、新倉7、新倉8、新倉9、新倉10、新倉11、新倉12、新倉13、新倉14、新倉15、新倉16、新倉17、新倉18、新倉19、新倉20、新倉21、新倉22、新倉23、新倉24、新倉25、新倉26、新倉27、新倉28、駒沢1、駒沢2、駒沢3、駒沢4、駒沢5、駒沢6、駒沢7、駒沢8、駒沢9、駒沢10、駒沢11、駒沢12、駒沢13、駒沢14、駒沢15、駒沢16、駒沢17、駒沢18、駒沢19、駒沢20、駒沢21、駒沢22、駒沢23、駒沢24、駒沢25、駒沢26、駒沢27、駒沢28、駒沢29、駒沢30、駒沢31、駒沢32、駒沢33、駒沢34、駒沢35、駒沢36、駒沢37、鮎沢1、鮎沢2、鮎沢3、鮎沢4、鮎沢5、鮎沢6、鮎沢7、鮎沢8、鮎沢9、鮎沢10、鮎沢11、鮎沢12、鮎沢13、鮎沢14、鮎沢15、鮎沢16、鮎沢17、鮎沢18、鮎沢19、鮎沢20、鮎沢21、鮎沢22、鮎沢23、鮎沢24、鮎沢25、鮎沢26、鮎沢27、鮎沢28、鮎沢29、鮎沢30、鮎沢31、橋原1、橋原2、橋原3、橋原4、橋原5、橋原6、橋原7、橋原8、橋原9、橋原10、橋原11、橋原12、橋原13、橋原14、橋原15、橋原16、橋原17、橋原18、橋原19、橋原20、橋原21、橋原22、橋原23、橋原24、橋原25、橋原26、橋原27、花岡1、花岡2、花岡3、花岡4、花岡5、花岡6、花岡7、花岡8、花岡9、花岡10、花岡11、花岡12、

花岡13、花岡14、花岡15、花岡16、花岡17、花岡18、花岡19、花岡20、花岡21、花岡22、花岡23、花岡24、花岡25、花岡26、花岡27、花岡28、花岡29、花岡30、小坂1、小坂2、小坂3、小坂4、小坂5、小坂8、小坂9、小坂10、小坂11、小坂12、小坂13、小坂14、小坂15、小坂16、小坂17、小坂18、小坂19、小坂20、小坂21、小坂22、小坂23、小坂24、小坂25、小坂26、小坂27、小坂28、小坂29、小坂30、小坂31、小坂32、小坂33、小坂34、小坂35、小坂36及び小坂37

2 指定の区域

岡谷市及び諏訪郡下諏訪町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備えて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

中電宮城第一発電所、老人介護施設有明苑、有明山神社、宮城不動尊、宮城1、宮城2、宮城3、宮城南1、長峰配湯所、宮城南2、矢村北1、矢村北2、穂高高原別荘地1、穂高高原別荘地2、穂高高原別荘地3、穂高高原別荘地4、矢村中、矢村南、穂高高原別荘地5、穂高高原別荘地6、穂高高原別荘地7、穂高高原別荘地8、穂高高原別荘地9、穂高高原別荘地10、小岩岳1、小岩岳2、小岩岳3、青源寺、あづみ野森1、あづみ野森2、豊里北1、豊里北2、山崎北1、山崎北2、山崎北3、山崎北4、山崎南1、山崎南2、山崎南3、栗尾山1、栗尾山2、南田、本牧、浜場、牧、やまぼうしの郷、こならの郷1他1、こならの郷2他2、やまもみじの郷1他1、やまもみじの郷2他4、しらかばの郷1、しらかばの郷2、しらかばの郷3、しらかばの郷4他1、常念いこいの広場東、やまざくらの郷、こぶしの郷1、こぶしの郷2、須砂渡砂防ダム西、離山入、離山西1、離山西2及び柏原

2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

北和田、大和田、川西、北海渡1、北海渡2及び南海渡

2 指定の区域

北安曇郡松川村及び大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県大町建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

上松五丁目(3)、上松五丁目(1)、上松五丁目(2)、上松五丁目(4)、上松五丁目(6)湯谷南(1)、湯谷南(3)、湯谷南(2)、滝東、上松三丁目(1)、上松三丁目(2)、上松二丁目(1)、上松二丁目(2)、滝西、箱清水北、箱清水北(2)、箱清水東、箱清水西、箱清水一丁目(1)、箱清水一丁目(2)、箱清水三丁目、箱清水三丁目(3)、箱清水三丁目(4)、箱清水三丁目(5)、箱清水三丁目(6)、横山、新町、本城南、城山、往生地(1)、往生地(2)、往生地(3)、往生地(4)、狐池、西長野、西長野(2)、夕陽ヶ丘南、夕陽ヶ丘北、新諏訪、西長野新諏訪町(1)、茂菅西、茂菅東、茂菅、茂菅南、茂菅東(2)、茂菅(1)、外茂菅及び横棚

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

大池1他5、大池7他3、大池11他4、田町1他3、其綿1他1、吉1他2、安田1他4、上倉1、上倉2、上倉3、有尾、曙町、神明町、市ノ口1他2、須田峰、藤沢、中村1他1、和水1他4、下境、上境、今井他2、今井4、戸狩新田、大塚、内野、顔戸、中曾根、中条他1、神戸、福島、倉本、倉本2、倉本3、滝の脇、滝の脇西、濁池2、滝中、濁池、涌井、涌井2、堰口、大川、硫黄、市ノ口4、愛宕町、奈良沢、堂平、山岸、其綿東他2、蓮、三郷2、今井2他2、今井8、北原他1、大深、笹沢他1、宮中他3、茂右エ門新田、上組他3、五位野他1、牛ヶ首、涌井3、涌井4、関谷、中条3及び中曾根2他2

2 指定の区域

飯山市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯山建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

糠塚3

2 指定の区域

下高井郡木島平村及び山ノ内町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯山建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

押出川端他2、樋沢他1、転石他1、大沢、横谷、内裏山、とどり、上屋敷、下さぶい1他1、向、赤坂、上ノ平、下北浦1他1、川又1他1、南古山他1、駒寄他2、新井、室屋坂東下、横川、向西1他4、本屋敷通1他1、下河原、上万中小屋及び坂下1他1

2 指定の区域

南佐久郡川上村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県南佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供

します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第203号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

中屋1、中村3、中村4、中村5、中村6、中村7、中村1、中村2、横川1、横川2、横川3、横川4、横川5、今井36、今井37、今井1、今井2、今井4、今井5、今井6、今井7、今井8、今井9、今井10、今井11、今井12、今井13、今井14、今井15、今井16、今井17、今井33、今井34、間下54、間下4、間下5、間下6、間下7、間下8、間下9、間下10、今井18、今井19、今井20、今井21、今井22、今井23、今井24、今井27、今井28、今井29、間下11、間下12、間下13、間下15、間下19、間下17、間下18、間下20、間下21、間下47、間下22、間下23、間下1、間下3、間下24、間下48、間下25、間下26、間下28、今井32、間下29、間下49、間下50、間下51、樋沢2、樋沢3、樋沢4、樋沢5、樋沢6、樋沢7、樋沢8、間下52、間下30、間下31、間下32、間下33、間下34、間下35、間下36、間下37、間下38、間下39、間下53、間下40、間下42、間下45、間下46、岡谷2、岡谷3、岡谷4、岡谷5、岡谷6、岡谷7、岡谷8、岡谷9、岡谷10、岡谷11、岡谷14、岡谷15、岡谷16、岡谷17、岡谷19、岡谷20、岡谷21、岡谷22、岡谷23、岡谷24、岡谷25、岡谷26、岡谷27、岡谷28、岡谷29、岡谷30、岡谷31、岡谷32、三沢1、三沢2、三沢3、三沢4、三沢5、三沢6、三沢7、三沢8、三沢9、三沢10、三沢11、三沢12、三沢13、三沢14、三沢15、三沢16、三沢17、三沢18、三沢19、三沢20、三沢21、三沢22、三沢23、三沢24、三沢25、三沢26、三沢27、三沢28、三沢29、三沢30、三沢31、新倉29、新倉30、新倉1、新倉2、新倉3、新倉4、新倉5、新倉6、新倉7、新倉8、新倉9、新倉10、新倉11、新倉13、新倉14、新倉15、新倉16、新倉18、新倉19、新倉20、新倉21、新倉22、新倉23、新倉24、新倉26、新倉27、新倉28、駒沢1、駒沢2、駒沢3、駒沢4、駒沢6、駒沢7、駒沢9、駒沢10、駒沢11、駒沢12、駒沢13、駒沢14、駒沢15、駒沢16、駒沢17、駒沢18、駒沢19、駒沢20、駒沢21、駒沢22、駒沢23、駒沢24、駒沢25、駒沢26、駒沢28、駒沢30、駒沢31、駒沢32、駒沢33、駒沢34、駒沢35、駒沢36、駒沢37、鮎沢1、鮎沢3、鮎沢4、鮎沢5、鮎沢6、鮎沢7、鮎沢8、鮎沢9、鮎沢10、鮎沢11、鮎沢12、鮎沢13、鮎沢14、鮎沢15、鮎沢16、鮎沢17、鮎沢18、鮎沢19、鮎沢20、鮎沢21、鮎沢22、鮎沢24、鮎沢25、鮎沢26、鮎沢27、鮎

沢28、鮎沢29、鮎沢30、鮎沢31、橋原1、橋原2、橋原3、橋原4、橋原5、橋原6、橋原7、橋原8、橋原9、橋原10、橋原11、橋原12、橋原13、橋原14、橋原15、橋原16、橋原17、橋原18、橋原19、橋原20、橋原21、橋原22、橋原23、橋原24、橋原26、橋原27、花岡1、花岡2、花岡3、花岡4、花岡5、花岡6、花岡7、花岡8、花岡9、花岡10、花岡11、花岡12、花岡13、花岡14、花岡15、花岡16、花岡17、花岡18、花岡19、花岡20、花岡21、花岡22、花岡23、花岡24、花岡25、花岡26、花岡27、花岡28、花岡29、花岡30、小坂1、小坂2、小坂3、小坂4、小坂5、小坂38、小坂39、小坂40、小坂6、小坂7、小坂8、小坂9、小坂10、小坂11、小坂12、小坂13、小坂14、小坂15、小坂16、小坂17、小坂18、小坂19、小坂20、小坂21、小坂22、小坂23、小坂24、小坂25、小坂26、小坂27、小坂28、小坂29、小坂30、小坂31、小坂32、小坂33、小坂35、小坂36及び小坂37

2 指定の区域

岡谷市及び諏訪郡下諏訪町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備えて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年 3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

中電宮城第一発電所、老人介護施設有明苑、有明山神社、宮城不動尊、宮城1、宮城2、宮城3、宮城南1、長峰配湯所、宮城南2、矢村北2、穂高高原別荘地1、穂高高原別荘地2、穂高高原別荘地3、穂高高原別荘地4、矢村中、矢村南、穂高高原別荘地5、穂高高原別荘地6、穂高高原別荘地7、穂高高原別荘地8、穂高高原別荘地9、穂高高原別荘地10、小岩岳1、小岩岳2、小岩岳3、青源寺、あづみ野森1、あづみ野森2、豊里北1、豊里北2、山崎北1、山崎北2、山崎北3、山崎北4、山崎南1、山崎南2、栗尾山1、栗尾山2、南田、本牧、浜場、牧、やまぼうしの郷、こならの郷1他1、こならの郷2他2、やまもみじの郷1他1、やまもみじの郷2他4、しらかばの郷1、しらかばの郷2、しらかばの郷3、しらかばの郷4他1、常念いこの広場東、やまぎらの郷、こぶしの郷1、こぶしの郷2、離山入、離山西1、離山西2及び柏原

2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部

砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第205号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年 3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

北和田、大和田、川西、北海渡1、北海渡2及び南海渡

2 指定の区域

北安曇郡松川村及び大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県大町建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第206号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年 3月26日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

上松五丁目（2）、上松五丁目（4）、上松五丁目（6）、湯谷南（1）、湯谷南（3）、上松三丁目（1）、上松三丁目（2）、上松二丁目（1）、滝西、箱清水北、箱清水北（2）、箱清水東、箱清水西、箱清水三丁目、箱清水三丁目（3）、箱清水三丁目（4）、箱清水三丁目（5）、箱清水三丁目（6）、横山、新町、本城南、城山、往生地（1）、往生地（2）、往生地（3）、往生地（4）、狐池、西長野、西長野（2）、夕陽ヶ丘南、夕陽ヶ丘北、新諏訪、西長野新諏訪町（1）、茂菅西、茂菅東、茂菅、茂菅南、茂菅東（2）、茂菅（1）、外茂菅及び横棚

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂

防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
大池1他5、大池7他3、大池11他4、田町1他3、其綿1他1、吉1他2、安田1他4、上倉1、上倉2、上倉3、有尾、曙町、神明町、市ノ口1他2、須田峰、藤沢、中村1他1、和水1他4、下境、上境、今井他2、今井4、戸狩新田、大塚、内野、顔戸、中曾根、中条他1、神戸、福島、倉本、倉本2、倉本3、滝の脇、滝の脇西、濁池2、滝中、濁池、涌井、涌井2、堰口、大川、硫黄、市ノ口4、愛宕町、奈良沢、堂平、山岸、其綿東他2、蓮、三郷2、今井2他2、今井8、北原他1、大深、笹沢他1、宮中他3、上組他3、五位野他1、牛ヶ首、涌井3、涌井4、関谷、中条3及び中曾根2他2
- 2 指定の区域
飯山市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯山建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
糠塚3
- 2 指定の区域
下高井郡木島平村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯山建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第209号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年3月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
倉本、一ノ瀬、神明町及び吉
- 2 指定の区域
飯山市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯山建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課